

2022年 4月 6日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

東北電力株式会社
常務執行役員 原子力本部
原子力部長 金澤 定男

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社より2022年3月29日付けで届け出ました「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、3月31日から緊急時対策支援システム（ERSS）に追加したデータ項目の伝送を開始したこと、4月1日に関係自治体の組織名称が一部変更されたこと、および4月1日に国土交通省が組織再編されたことから、記載内容の一部を変更いたします。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付のとおり読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

以上

添 付

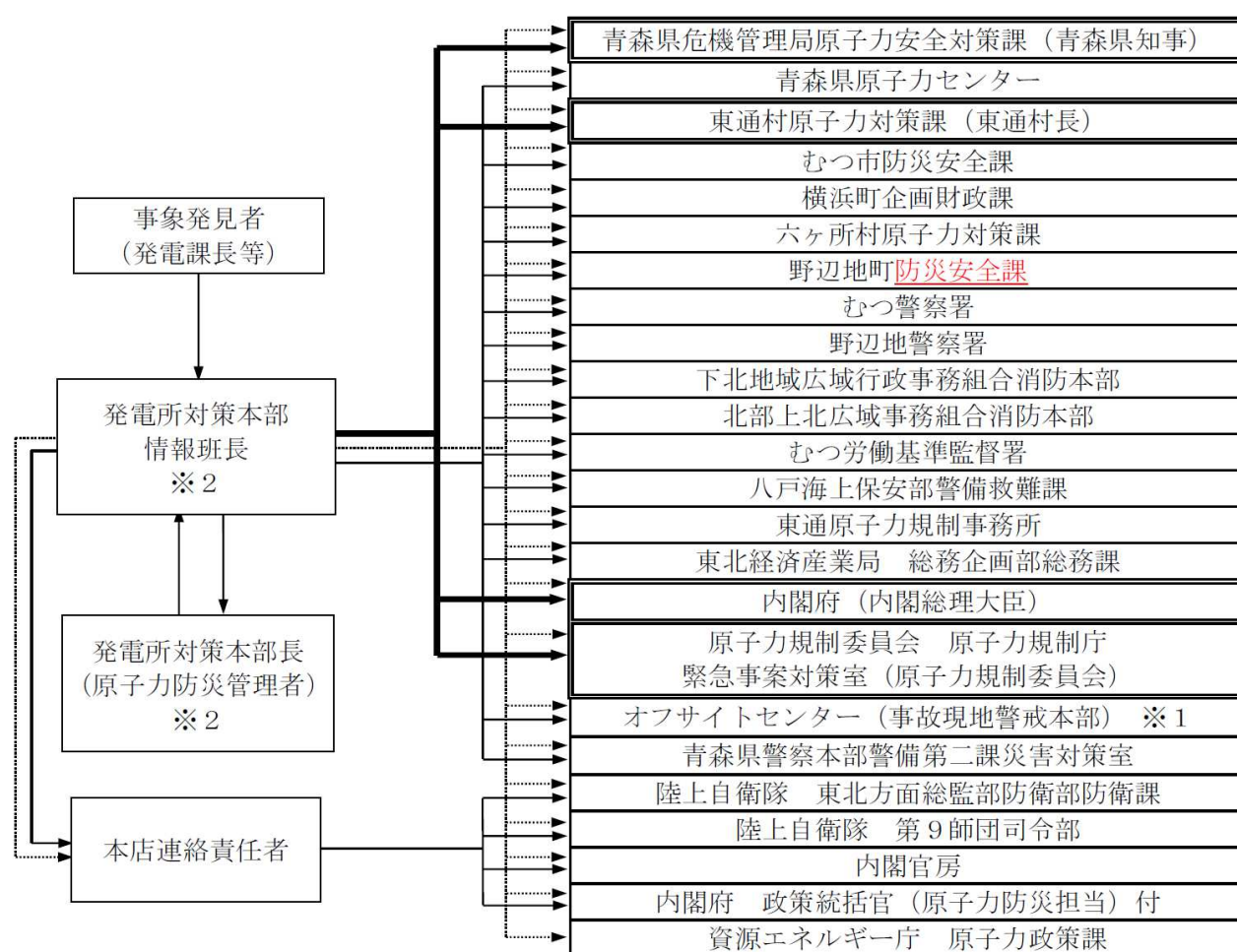
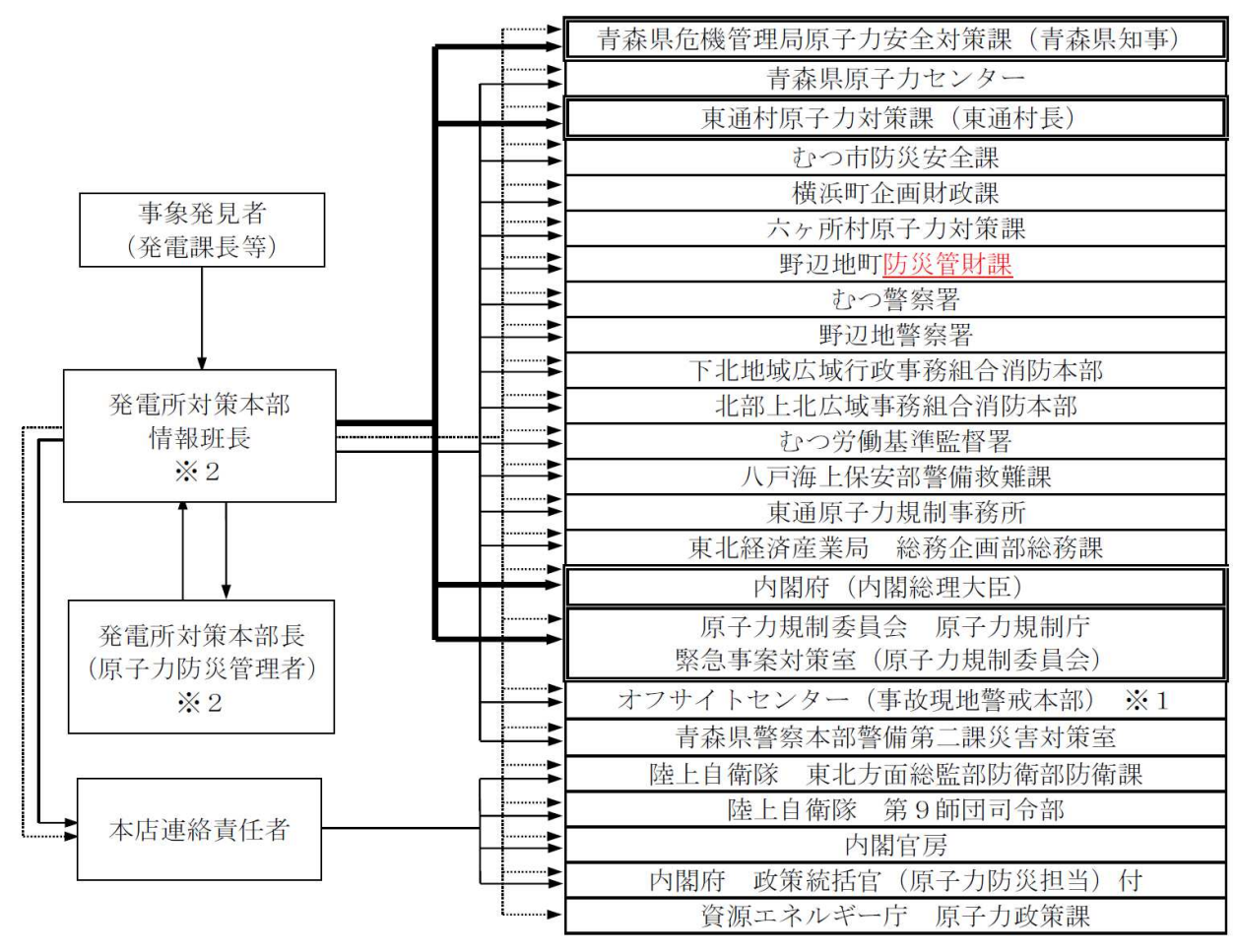
東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

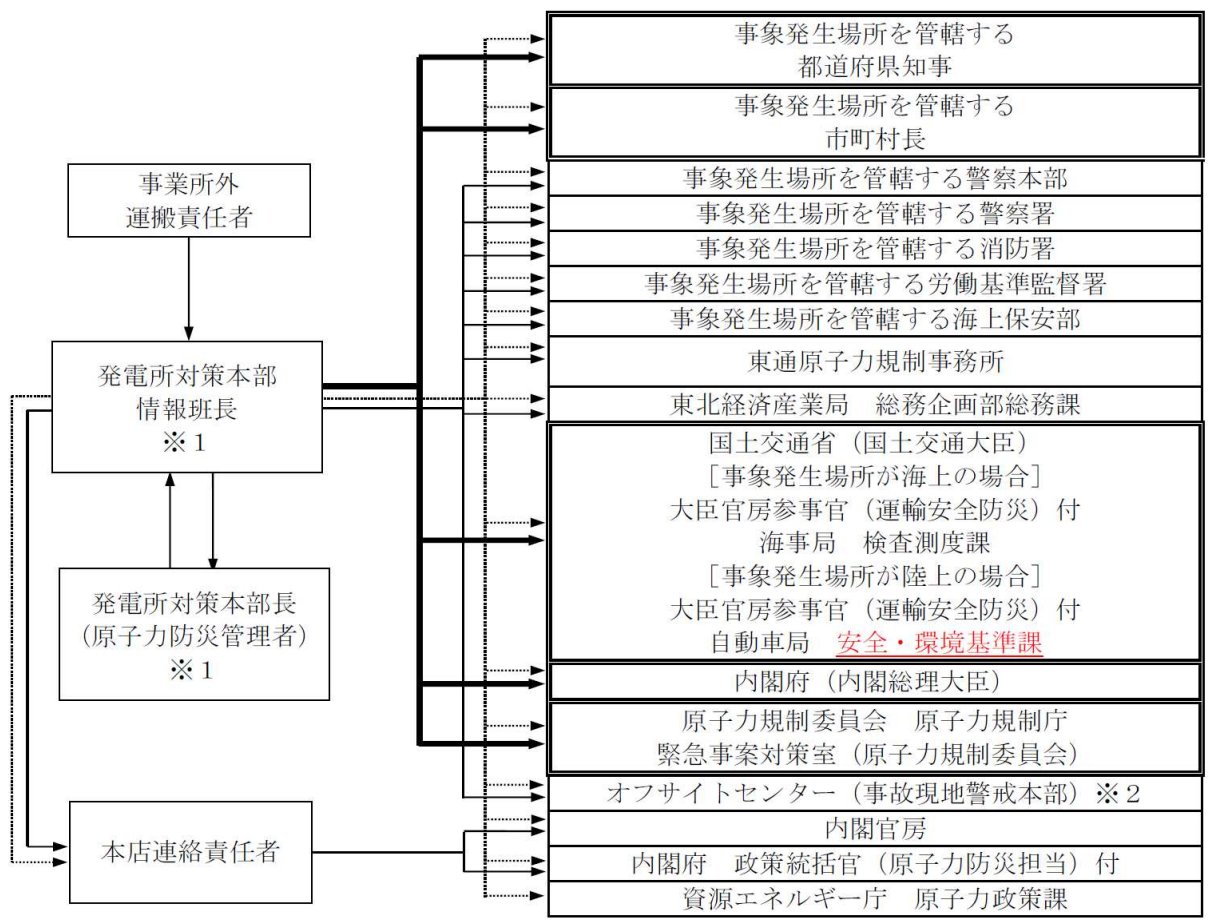
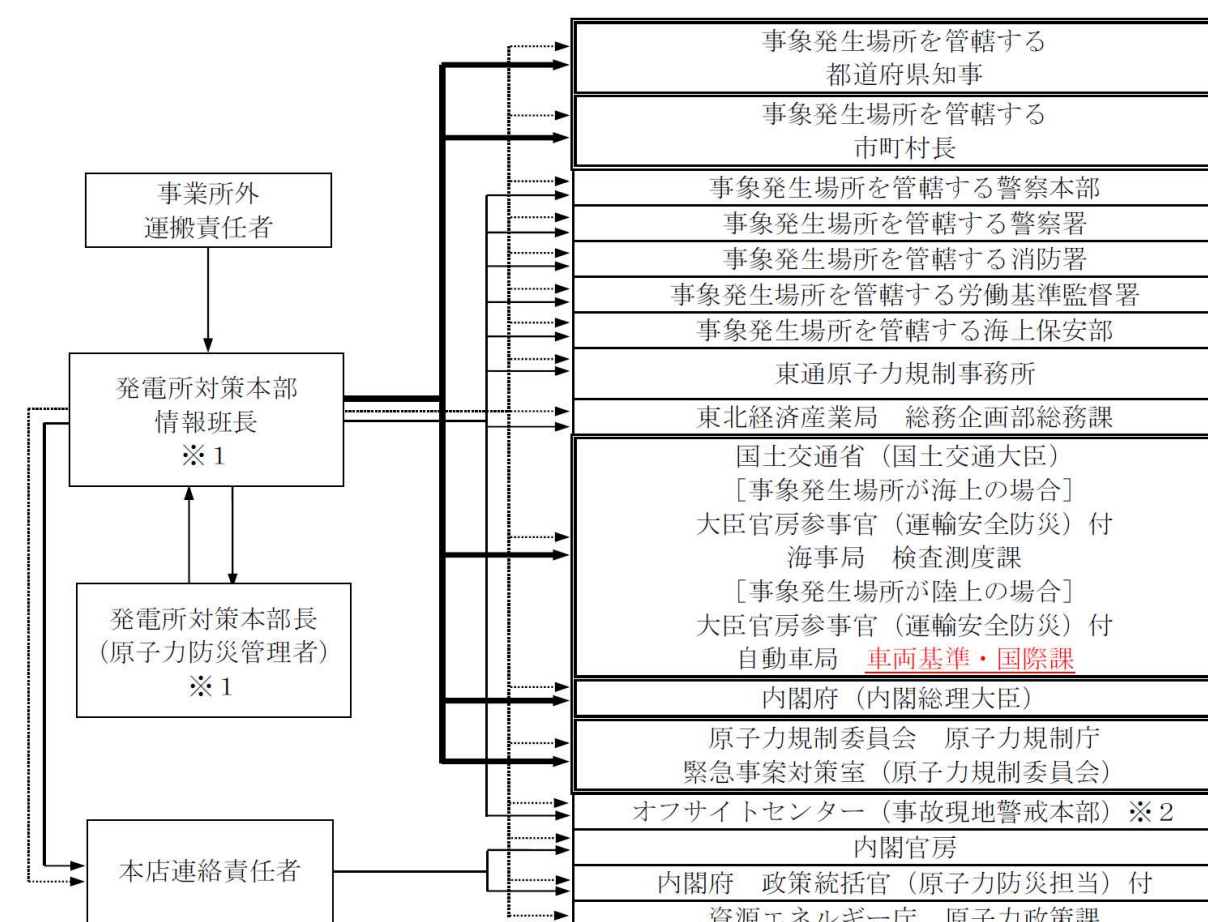
東通原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

現 行	読 み 替 え 後	理由
<p style="text-align: center;">別図2-5 警戒事象発生時の連絡経路</p> <p>-----> : ファクシミリによる送信 ——> : 電話等による連絡 ※1 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。 ※2 : 発電所警戒対策本部を設置していない場合、発電所警戒対策本部情報班長は連絡責任者、発電所警戒対策本部長は原子力防災管理者とする。</p>	<p style="text-align: center;">別図2-5 警戒事象発生時の連絡経路</p> <p>-----> : ファクシミリによる送信 ——> : 電話等による連絡 ※1 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。 ※2 : 発電所警戒対策本部を設置していない場合、発電所警戒対策本部情報班長は連絡責任者、発電所警戒対策本部長は原子力防災管理者とする。</p>	<p>野辺地町の組織名称変更に伴う通報連絡先の変更</p>

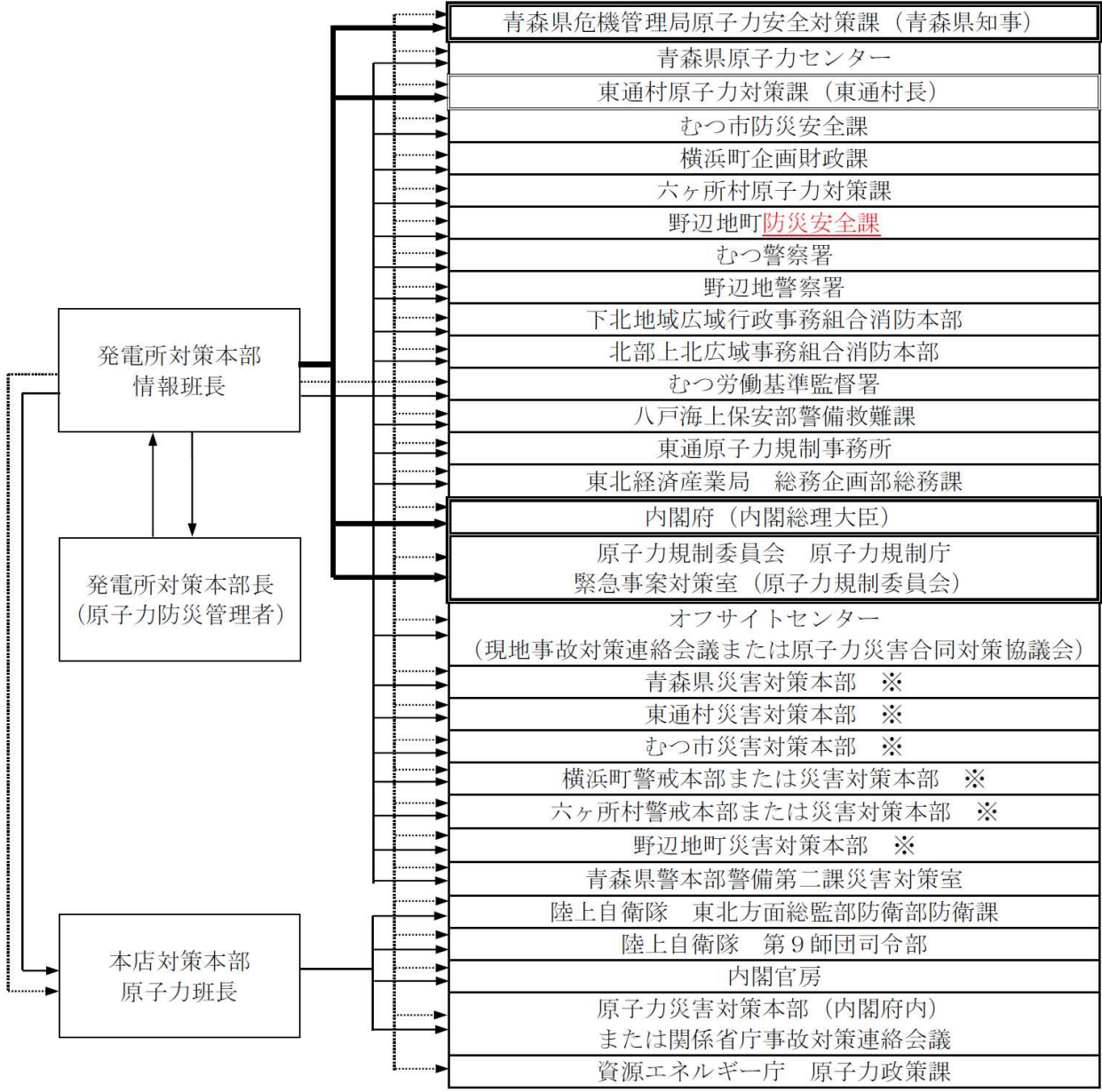
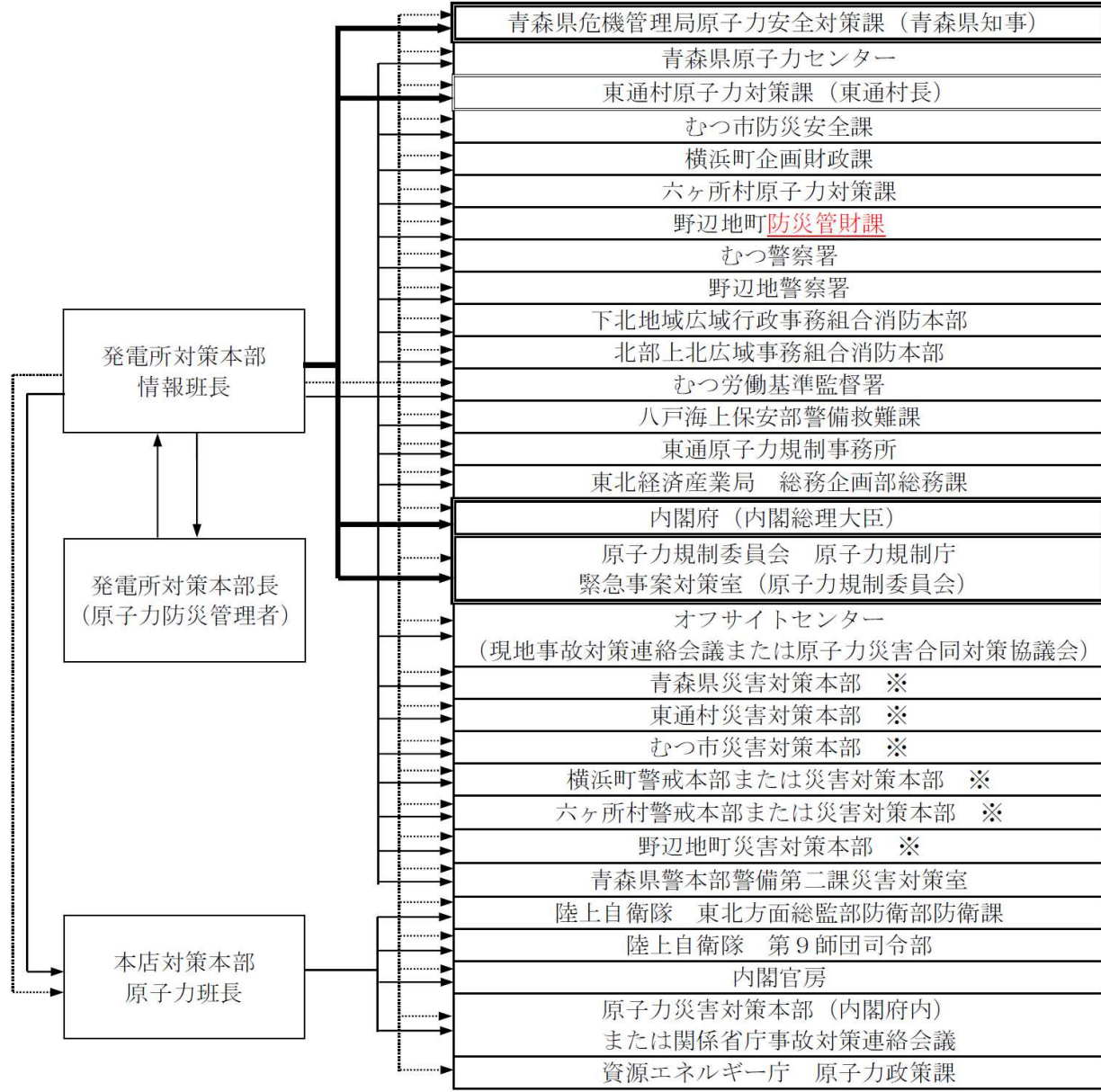
東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p>  <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話等によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。 ※2 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策本部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策本部長とする。 </p>	<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p>  <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話等によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。 ※2 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策本部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策本部長とする。 </p>	<p>野辺地町の組織名称変更に伴う通報連絡先の変更</p>

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2)</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p>  <p>事業所外運搬責任者</p> <p>発電所対策本部 情報班長 ※1</p> <p>発電所対策本部長 (原子力防災管理者) ※1</p> <p>本店連絡責任者</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>東通原子力規制事務所</p> <p>東北経済産業局 総務企画部総務課</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣)</p> <p>[事象発生場所が海上の場合]</p> <p>大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 海事局 検査測度課</p> <p>[事象発生場所が陸上の場合]</p> <p>大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 安全・環境基準課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>原子力規制委員会 原子力規制庁</p> <p>緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>オフサイトセンター (事故現地警戒本部) ※2</p> <p>内閣官房</p> <p>内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付</p> <p>資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>☐ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先</p> <p>→ : 電話等によるファクシミリ着信の確認</p> <p>→ : ファクシミリによる送信</p> <p>→ : 電話等による連絡</p> <p>※1 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策本部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策本部長とする。</p> <p>※2 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2)</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p>  <p>事業所外運搬責任者</p> <p>発電所対策本部 情報班長 ※1</p> <p>発電所対策本部長 (原子力防災管理者) ※1</p> <p>本店連絡責任者</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>東通原子力規制事務所</p> <p>東北経済産業局 総務企画部総務課</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣)</p> <p>[事象発生場所が海上の場合]</p> <p>大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 海事局 検査測度課</p> <p>[事象発生場所が陸上の場合]</p> <p>大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 車両基準・国際課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>原子力規制委員会 原子力規制庁</p> <p>緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>オフサイトセンター (事故現地警戒本部) ※2</p> <p>内閣官房</p> <p>内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付</p> <p>資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>☐ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先</p> <p>→ : 電話等によるファクシミリ着信の確認</p> <p>→ : ファクシミリによる送信</p> <p>→ : 電話等による連絡</p> <p>※1 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策本部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策本部長とする。</p> <p>※2 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。</p>	<p>国土交通省の組織再編に伴う変更</p>

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2)</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p>  <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先および 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 : 電話等によるファクシミリ着信の確認 (原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行う場合に限る。 それ以外の場合、電話等による連絡とする。) : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2)</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p>  <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先および 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 : 電話等によるファクシミリ着信の確認 (原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行う場合に限る。 それ以外の場合、電話等による連絡とする。) : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>野辺地町の組織名称変更に伴う通報連絡先の変更</p>

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2)</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p>発電所対策本部 情報班長</p> <p>発電所対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <p>本店対策本部 原子力班長</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>東通原子力規制事務所</p> <p>東北経済産業局 総務企画部総務課</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣)</p> <p>[事象発生場所が海上の場合]</p> <p>大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 海事局 検査測度課</p> <p>[事象発生場所が陸上の場合]</p> <p>大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 <u>安全・環境基準課</u></p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>原子力規制委員会 原子力規制庁</p> <p>緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会)</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県災害対策本部 ※</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村災害対策本部 ※</p> <p>内閣官房</p> <p>原子力災害対策本部 (内閣府内) または関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先および原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 : 電話等によるファクシミリ着信の確認 (原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行う場合に限る。それ以外の場合は、電話等による連絡とする。) : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2)</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p>発電所対策本部 情報班長</p> <p>発電所対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <p>本店対策本部 原子力班長</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>東通原子力規制事務所</p> <p>東北経済産業局 総務企画部総務課</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣)</p> <p>[事象発生場所が海上の場合]</p> <p>大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 海事局 検査測度課</p> <p>[事象発生場所が陸上の場合]</p> <p>大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 <u>車両基準・国際課</u></p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>原子力規制委員会 原子力規制庁</p> <p>緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会)</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県災害対策本部 ※</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村災害対策本部 ※</p> <p>内閣官房</p> <p>原子力災害対策本部 (内閣府内) または関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先および原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 : 電話等によるファクシミリ着信の確認 (原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行う場合に限る。それ以外の場合は、電話等による連絡とする。) : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>国土交通省の組織再編に伴う変更</p>

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行		読 み 替 え 後		理由							
別表3-1 伝送データ項目(2/2)		別表3-1 伝送データ項目(2/2)									
東通1号機(2/2)		東通1号機(2/2)									
No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位			
81	圧力抑制室水位(BV)	mm	121	SGTSA系動作	DIGITAL	81	圧力抑制室水位(BV)	mm	121	SGTSA系動作	DIGITAL
82	CAMS水素濃度 A	%	122	SGTSB系動作	DIGITAL	82	CAMS水素濃度 A	%	122	SGTSB系動作	DIGITAL
83	CAMS水素濃度 B	%	123	主蒸気管放射能高高トリップA1	DIGITAL	83	CAMS水素濃度 B	%	123	主蒸気管放射能高高トリップA1	DIGITAL
84	CAMSA系サンプル切替(D/W)	DIGITAL	124	主蒸気管放射能高高トリップA2	DIGITAL	84	CAMSA系サンプル切替(D/W)	DIGITAL	124	主蒸気管放射能高高トリップA2	DIGITAL
85	CAMSB系サンプル切替(D/W)	DIGITAL	125	主蒸気管放射能高高トリップB1	DIGITAL	85	CAMSB系サンプル切替(D/W)	DIGITAL	125	主蒸気管放射能高高トリップB1	DIGITAL
86	CAMS酸素濃度 A	%	126	主蒸気管放射能高高トリップB2	DIGITAL	86	CAMS酸素濃度 A	%	126	主蒸気管放射能高高トリップB2	DIGITAL
87	CAMS酸素濃度 B	%	127	放水口モニタ	cpm	87	CAMS酸素濃度 B	%	127	放水口モニタ	cpm
88	総給水流量	t/h	128	燃料交換エリア放射線モニタ(L)※	mSv/h	88	総給水流量	t/h	128	燃料交換エリア放射線モニタ(L)	mSv/h
89	R C I C タービン止め弁 開	DIGITAL	129	燃料交換エリア放射線モニタ(H)※	mSv/h	89	R C I C タービン止め弁 開	DIGITAL	129	燃料交換エリア放射線モニタ(H)	mSv/h
90	R C I C ポンプ 出口流量	m3/h				90	R C I C ポンプ 出口流量	m3/h			
91	SRV 開	DIGITAL				91	SRV 開	DIGITAL			
92	RHR A系 格納容器スプレイ隔離弁 開	DIGITAL				92	RHR A系 格納容器スプレイ隔離弁 開	DIGITAL			
93	RHR B系 格納容器スプレイ隔離弁 開	DIGITAL				93	RHR B系 格納容器スプレイ隔離弁 開	DIGITAL			
94	RHR A系 LPCI注入隔離弁 開	DIGITAL				94	RHR A系 LPCI注入隔離弁 開	DIGITAL			
95	RHR B系 LPCI注入隔離弁 開	DIGITAL				95	RHR B系 LPCI注入隔離弁 開	DIGITAL			
96	RHR C系 LPCI注入隔離弁 開	DIGITAL				96	RHR C系 LPCI注入隔離弁 開	DIGITAL			
97	SRNM(A)線形%出力	%PWR				97	SRNM(A)線形%出力	%PWR			
98	SRNM(B)線形%出力	%PWR				98	SRNM(B)線形%出力	%PWR			
99	SRNM(C)線形%出力	%PWR				99	SRNM(C)線形%出力	%PWR			
100	SRNM(D)線形%出力	%PWR				100	SRNM(D)線形%出力	%PWR			
101	SRNM(E)線形%出力	%PWR				101	SRNM(E)線形%出力	%PWR			
102	SRNM(F)線形%出力	%PWR				102	SRNM(F)線形%出力	%PWR			
103	SRNM(G)線形%出力	%PWR				103	SRNM(G)線形%出力	%PWR			
104	SRNM(H)線形%出力	%PWR				104	SRNM(H)線形%出力	%PWR			
105	SRNM(A)対数計数率	s-1				105	SRNM(A)対数計数率	s-1			
106	SRNM(B)対数計数率	s-1				106	SRNM(B)対数計数率	s-1			
107	SRNM(C)対数計数率	s-1				107	SRNM(C)対数計数率	s-1			
108	SRNM(D)対数計数率	s-1				108	SRNM(D)対数計数率	s-1			
109	SRNM(E)対数計数率	s-1				109	SRNM(E)対数計数率	s-1			
110	SRNM(F)対数計数率	s-1				110	SRNM(F)対数計数率	s-1			
111	SRNM(G)対数計数率	s-1				111	SRNM(G)対数計数率	s-1			
112	SRNM(H)対数計数率	s-1				112	SRNM(H)対数計数率	s-1			
113	SRNM(A)計数率高高	DIGITAL				113	SRNM(A)計数率高高	DIGITAL			
114	SRNM(B)計数率高高	DIGITAL				114	SRNM(B)計数率高高	DIGITAL			
115	SRNM(C)計数率高高	DIGITAL				115	SRNM(C)計数率高高	DIGITAL			
116	SRNM(D)計数率高高	DIGITAL				116	SRNM(D)計数率高高	DIGITAL			
117	SRNM(E)計数率高高	DIGITAL				117	SRNM(E)計数率高高	DIGITAL			
118	SRNM(F)計数率高高	DIGITAL				118	SRNM(F)計数率高高	DIGITAL			
119	SRNM(G)計数率高高	DIGITAL				119	SRNM(G)計数率高高	DIGITAL			
120	SRNM(H)計数率高高	DIGITAL				120	SRNM(H)計数率高高	DIGITAL			
・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。		・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。									
※伝送データ項目の追加工事完了後、伝送を開始する。				追加した伝送データ項目の 伝送開始に伴う変更							
				同上							